

	建築物その他の構築物	商港区	工業港区	漁港区	保安港区	修景厚生港区
	2 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○
	3 けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船くい、さん橋、物揚場及び船揚場	○	○	△	○	○
	4 臨港交通施設 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○
	5 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○
	6 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	○	△	○	△
	7 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○	△	△	△	△
	8 保管施設 倉庫、野積場、貯炭場、危険物物置場及び貯油施設	○	○	△	△	△
	8の2 船舶役務用施設、船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号に掲げる施設を除く。)船舶修理施設並びに船舶保管施設	○	○	△	○	○
	9 港湾公害防止施設、汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯、その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	△
	9の2 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)	○	○	○	○	○
	9の3 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所、その他の港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○
	10 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○	○	○
	10の2 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫、その他の港湾管理のための施設(第14号に掲げる施設を除く。)	○	○	○	○	○
	港湾施設用地 前各号の施設敷地	—	—	—	—	—
	移動式敷地 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降施設	○	○	△	△	△

建築物その他の構築物		商港区	工業港区	漁港区	保安港区	修景厚生港区
条 例 に 定 め る 構 築 物	海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業、その他知事が指定する事業を行う者の事務所及び付帯施設 (知事が指定する事業：内航海運事業、港湾運送関連事業、水先案内業、海事代理業、通関業、海上保険業、サルベージ業船舶、燃料補給業、曳船業、造船業、観光案内業、その他港湾に関連する運輸・通信業及びサービス業)	○	/	/	/	/
	旅館、ホテル並びに飲食店営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。)及び知事が指定する物品販売業の用に供する店舗並びにこれらの付帯施設 (知事が指定する物品販売業：船舶用品販売業、日用品販売業、医薬品販売業、飲料品販売業その他港湾に関連する物品販売業)	○	/	/	/	/
	知事が指定する官公署の事務所及びその付帯施設 運輸局、海上保安部、税関、検疫所、動物検疫所、植物防疫所、入国管理局、航路標識事務所、港湾建設局、営林局、気象台、港湾管理事務所、水産事務所、警察署、消防署、地方建設局その他港湾に関連する官公署	○	○	○	○	○
	原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業の用に供する工場及び付帯施設	/	○	/	/	/
	労務者のための休泊所、食堂、売店及び診療所	/	○	○	/	/
	漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設、漁船の修理施設、造船施設及びその付帯施設魚舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設、製氷工場及び冷凍工場その他の水産物の加工工場並びにこれらの付帯施設 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設	/	/	○	/	/
	漁場を営む者その他知事が指定する団体の事務所及びその付帯施設 (卸売業者である水産会社、水産関連団体その他港湾に関連する団体)	/	/	○	/	/
	危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設 消化施設その他の危険防止施設 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設	/	/	/	○	/
	図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設、休泊所、食堂、売店その他知事が指定する便益施設 (物品販売業の用に供する店舗)	/	/	/	/	○
	知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可した構築物	○	○	○	○	○